

横福指第 399号
令和6年(2024年)2月1日

指定障害福祉サービス事業者等 管理者様
指定障害児通所支援事業者等 管理者様

横須賀市民生局福祉こども部指導監査課長

令和6年度指定障害福祉サービス事業者等指定更新申請手続について(通知)

日頃から本市の福祉行政に御協力いただきありがとうございます。

さて、令和6年度における障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の規定に基づく指定更新申請を下記のとおり受け付けることとしたので、対象の事業者においては下記を確認の上、指定更新申請を行ってください。

記

1 対象事業所

別添「令和6年度指定更新申請対象事業所」のとおり。

2 申請受付日

指定満了日の属する月の前月1日から同月15日までの間に届くよう、指定更新申請類一式を指導監査課法人・障害担当あてに郵送してください。

(例) 指定満了日：令和6年5月31日

→令和6年4月1日から4月15日までに指導監査課に届くよう指定更新申請書類一式を郵送してください。

3 申請書類の作成

- (1) 指定更新申請に必要な様式等を「障害福祉情報サービスかながわ」からダウンロードし、記入例及び「(別紙)指定更新申請に当たっての留意事項」を参考に作成し、提出してください。また、受付票も忘れずに作成し、提出してください。
- (2) 事業を休止中のまま指定の更新を受けることはできません。 休止中の事業所にあつては、事業の再開又は廃止のいずれかを届け出てください。
- (3) 勤務形態一覧表は、更新申請書を提出する月のシフト(予定)を記載してください。
- (4) 付表及び勤務形態一覧表は、サービスごとに必要です。ただし、指定短期入所事業

所であって、施設入所支援等と一体として人員を配置している場合は、同一の勤務形態一覧表となります。

- (5) サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・相談支援専門員については、一定の期間内に更新研修（相談支援専門員は現任研修）を受講することとなっております。

指定更新の際に事業所に配置されているサビ児管及び相談支援専門員については、当該資格に係る全ての研修の修了証（コピー）を添付して提出してください。

（補足研修、基礎研修、実践研修、更新研修、サービス管理責任者研修、児童発達支援管理責任者研修、相談支援従事者初任者研修、相談支援従事者現任研修※、主任相談支援専門員研修ほか）

※現任研修を複数回修了している方は全ての修了証の写しをお願いします。

- (6) 同月内に同一法人が複数の新規指定申請又は指定更新申請をする場合は、登記事項証明書は、いずれか一つの事業所の指定申請又は指定更新申請に添付し、他の指定申請又は指定更新申請にはその写しを添付してください。
- (7) 指定を受けた内容に変更があったにもかかわらず変更届を提出していない場合は、変更届を速やかに提出してください。また、業務管理体制の整備に関する届出及び障害福祉サービス等情報公表制度の報告の状況をそれぞれ併せて確認しますので、これらの届出等が適正に行われているかどうかあらかじめ確認し、届出等を行っていない場合は必要な届出等を速やかに行ってください。

4 指定更新申請受付後

- (1) 受付後、市では更に審査を行うほか、既に提出されている申請や届出等との点検を行い、必要に応じて現地調査を実施の上、指定更新の可否を決定します。
- (2) 指定更新申請受付後、申請内容に変更が生じた場合は速やかに下記の担当まで連絡してください。また、指定更新（指定更新通知書の到着）後においても申請内容に変更が生じた場合は速やかに下記の担当まで連絡してください。
- (3) 指定更新通知書は、指定満了日の属する月の下旬に郵送する予定です。

事務担当
横須賀市民生局福祉こども部
指導監査課 法人・障害担当
電話 046 (822) 8411

指定更新申請に当たっての留意事項

指定更新申請の提出に当たり、記入誤りや必要書類の添付漏れなどの事例が多数発生し、文書指導として改善を求めるもののほか、介護給付費等の取扱いを支給決定市町村と調整するよう指導するものが発生するケースがあります。

申請書類の作成に当たっては、以下の点に十分留意するとともに、不適切な取扱いがあった場合には、速やかに申し出てください。

なお、法人の主たる事務所の所在地並びに役員（代表者を含む。）の交代及び住所の変更などの法人が運営する全ての事業に関係する変更は、事業所ごとに変更届の提出が必要です。

（法令関係）

- ・ 通常の事業の実施地域、交通費、家賃、食材料費などの料金を変更しているにもかかわらず、変更届を提出していなかった。
- ・ 法人の役員（代表者を含む。）の交代があったにもかかわらず、変更届を提出していなかった。
- ・ 整備した業務管理体制の内容（法人代表者や法令遵守責任者など）に変更があったにもかかわらず、変更届を提出していなかった。
- ・ 宿直体制に必要な労働基準監督署長の許可を得ていなかった。

（人員基準関係）

- ・ サービス管理責任者が暦月で1月以上休暇を取得しており、不在となっていた。
- ・ 常勤の生活支援員が不在であった。また、これに伴う人員基準欠如減算を行っていなかった。
- ・ 事業の規模に応じた員数のサービス提供責任者を配置していなかった。
- ・ 利用者の数（前年度の平均値）を把握していない。また、これに応じた従業者（生活支援員等）を配置していなかった。
- ・ （短期入所・施設入所支援）重度障害者支援加算Ⅱの算定に当たり、1日4時間程度を除くこととされている基礎研修修了者について、これを含んで人員基準及び人員配置体制加算の常勤換算の時間数を算定していた。
- ・ （生活介護）医師を配置していなかった。また、これに伴う医師未配置減算を行っていなかった。（協力医療機関は、運営基準に基づき定めるものであり、これをもって医師を配置していることとすることはできません。別途、雇用契約又は嘱託医契約を締結し、その資格証の写しを市に提出する必要があります。）

(運営基準関係)

- ・やむを得ない事情がないにもかかわらず、利用定員を超過して利用者を受け入れていた。
- ・非常勤職員の休暇を勤務したものとして常勤換算方法に含んで計算していた。
- ・就業規則等で定められた1日に勤務すべき時間を超えて常勤換算方法に含んで計算していた。
- ・勤務形態一覧表において、常勤職員の有給休暇を「有」などと表示していなかった。また、夜間に配置している従業者の勤務時間をそれぞれの日に記載すべきところを、まとめて夜勤の入りの日又は出の日に記載していた。

(報酬関係)

- ・(居宅介護) サービス提供責任者が初任者研修課程修了者(旧2級課程修了者)であるにもかかわらず、減算していなかった。
- ・(共同生活援助) 夜間支援等体制加算(Ⅰ)を届け出ているにもかかわらず、宿直体制であった。
- ・(共同生活援助) 夜間支援等体制加算(Ⅱ)を届け出ているにもかかわらず、宿直体制に必要な労働基準監督署長の許可を得ていなかった。
- ・届け出た人員配置体制又は世話人等配置基準を満たしていないにもかかわらず、その旨を届け出ず、また、算定要件を満たしていない報酬区分で請求していた。
- ・届け出た福祉・介護職員処遇改善計画書の賃金改善方法や賃金改善実施期間等に沿った賃金改善を行っていなかった。